

## 三重県アセアンビジネスサポートデスク現地レポート

平成27年2月24日

三重県アセアンビジネスサポートデスク

株式会社野村総合研究所（NRI）

### 2015 年末のアセアン統合

「2015 年末にアセアンが統合する」という話を聞かれることが多いと思います。「統合とはどのようなことを意味するのだろうか?」、「アセアンの統合によって何が変わるのだろうか?」などの疑問が出てくると考えられる。これらを理解するためには、AFTA、ATIGA、CEPT という三つのキーワードから説明します。

- ① AFTA(ASEAN Free Trade Area : ASEAN 自由貿易地域)は、1993 年に発足した ASEAN 自由貿易協定で、ASEAN 域内の貿易の自由化と活性化を図り、また域外からの直接投資と域内投資を促進し、そして域内産業の国際競争力を強化することを目的としている。1993 年に先行加盟国 6 カ国（インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ）でスタートし、ベトナムが 1995 年、ミャンマーとラオスが 1997 年、カンボジアが 1999 年に加盟し、アセアン加盟国 10 カ国が AFTA 実現に向けて取り組んでいる。
- ② CEPT(Common Effective Preferential Tariff : 共通効果特惠関税)は、AFTA を実現するために、1993 年に開始された共通効果特惠関税協定であり、AFTA 先行加盟 6 カ国は 2010 年までに、新規加盟国は 2015 年までに域内関税の撤廃を目指した。しかし、この CEPT は、全体で 10 条の極めて短い協定で、不十分かつ曖昧な点が多く、運用時などに問題が多く、貿易事業者だけでなく、各国の当局にも活用しにくいものであった。
- ③ ATIGA(ASEAN Trade In Goods Agreement : ASEAN 物品貿易協定)は、旧協定の CEPT の抜本的な改定をし、全 11 章 98 条の包括的な協定として 2009 年に署名された。また、CEPT 以降の AFTA に関連する多くの協定、議定書、行動計画などを総括しており、AFTA の実現に向け、物品の自由な移動に向けての法的、制度的な整備は ATIGA によりできたと言える。

この 3 つのキーワードから、2015 年末には、アセアン域内での物品を貿易する際の関税が撤廃されることになることが理解できる。このことを「アセアンの統合」と呼んでいることが多い。関税の撤廃により、国内輸送と同様に物を関税なく貿易することが可能になるため、統合という表現が使われている。ただし、これは、アセアン域内の貿易で活用する仕組みであり、日本とアセアン諸国の貿易とは、関係がない話である。日本とアセアン諸国との貿易では、AFTA(CEPT、ATIGA 等を含む)とは別の制度で、日本がアセアン各国と進めている EPA(Economy Partnership Agreement : 経済連携協定)がある。この制度を活用することにより、日本からアセアン各国との貿易の際の関税が免除される。

アセアンの統合のメリット(関税の免除)を享受するためには、ATIGA に規定された手続きを行う必要がある。この手続きを行うことにより、関税分のコストがかからなくなるが、

やらないと関税はかかる。従って、その手続きを理解して、必要書類を作成することが必要となる。この仕組みは、以前と比較すると容易になっているとはいえ、貿易に慣れていない中小企業の方々などにとっては、少し複雑で面倒である。日本とアセアン各国との EPA を活用するためにも、同様な手続きが必要である。制度の仕組みについては、三重アセアンビジネスサポートデスクにお問合わせいただければご説明は可能であり、JETRO などでも教えていただける。具体的な手続きは、物流会社などにご相談されるのが良いだろう。